

希望荘 貸館利用規則

熊本市障がい者福祉センター希望荘の貸し館事業は、障がい者の憩い、つどい、研修の場を提供することを目的として行われているものです。お申し込み、ご利用に際しては以下の点にご留意ください。

◆申請について◆

利用申請が出来る団体

- ① 熊本市に居住する、または熊本市に活動の拠点を有する法に規定する障がい者と家族、介護者
- ② 障がい者福祉に係る関係者
- ③ 熊本市長が認めたもの

※初めて利用される団体は「新規利用届」の申請が必要です。

申請受付期間

利用する月の6ヶ月前から利用日まで

※利用する月の6ヶ月前の月の1日の午前9時以前の受付は出来ません。

申請方法

希望荘窓口・FAX・郵送にて申込み ※電話やメールでの申込み不可
事前に空室状況を希望荘に確認し、使用許可申請書を提出して下さい。

提出するもの

使用許可申請書

専用用紙は希望荘窓口で配布。ホームページからもダウンロードできます。専用用紙は必ず最新のものをご使用ください。

※利用申請後の変更やキャンセルは必ずご連絡下さい。

※会議等の時間や内容の問い合わせは、各団体でご対応ください。

◆利用について◆

利用時間 午前9時から午後6時まで

利用料金 無料

利用できない日

- ①休館日（火曜日・ただし火曜日が祝日の場合は翌営業日）
- ②祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- ③風水害や地震等で部屋の使用が不可能となった時
- ④その他

◆使用施設◆

2階	①大ホール	(100席)
	②会議室A	(18席)
	③料理実習室	(20席)
	④和室研修室A(畳+フロア)	(18席)
	⑤音楽室	(15席)
3階	⑥会議室B	(39席)
	⑦和室研修室B(畳)	(20席)
	⑧プレイルーム	(30席)

※座席数はおおよその数です。各部屋によって利用できる人数が異なります。
詳細はお尋ね下さい。

施設利用後

利用終了後は、部屋を元通りに戻し、各部屋に備え付けの点検カードを記入し、1階窓口へご提出ください。

◆注意事項◆

- ①希望荘館内は全館禁煙です。ゴミは各自でお持ち帰り下さい。
- ②利用時以外に団体および個人の私物を放置することは出来ません。
- ③介護を要する方がいらっしゃる場合には介護者を付けてください。
- ④各部屋に掲示している「お願い」を必ず守ってください。
- ⑤物品の販売、政治・宗教活動その他公序良俗に反する行為は禁止します。
- ⑥施設の設備・物品等を破壊・滅失した場合、修理または弁償をお願いすることがあります。
- ⑦利用に際しては職員の指示にご協力をお願いいたします。
- ⑧きまりを守られない場合には利用をお断りすることもあります。
- ⑨「希望荘新規利用届出書」の内容に変更があった際は必ずご連絡下さい。

◆個人情報の取り扱いについて◆

- ・利用者の個人情報については、希望荘利用に関わる目的以外での使用はいたしません。
- ・希望荘での利用が終了した後においても第三者に漏らしません。

【お問い合わせ】

熊本市障がい者福祉センター希望荘

〒862-0971 熊本市中央区大江5-1-15

電話096-371-5533

FAX096-364-5309

ホームページ <http://kibousou.com/>

開館時間 9時～18時 休館日 火曜・祝日